

チャレンジオートテスト宮崎2019シリーズ第1戦
第14回チャレンジオートテスト宮崎

特別規則書

開催日:2019年3月3日(日)

協賛・協力

西都市

株式会社AKTジャパン TAKUMIモーターオイル

トヨタカローラ宮崎株式会社

カット野菜 照葉園

チャレンジオートテスト宮崎2019シリーズ第1戦 特別規則書

公示

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟（J A F）の公認のもとにF I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（J A F）の国内競技規則およびその付則、スピード競技開催規定付則オートテスト開催要項及び、本競技会の特別規則に従って開催されます。

第1条 競技会の名称

チャレンジオートテスト宮崎2019シリーズ第1戦

第14回チャレンジオートテスト宮崎

第2条 競技種目

オートテスト競技

第3条 格式

J A F 公認 クローズド競技

第4条 オーガナイザー

主催：J A F 加盟 アライズモータースポーツ宮崎

住所：〒880-0035 宮崎県宮崎市下北方町塚原5807-2

会長 久木野聖

TEL :090-5949-7717

第5条 大会事務局及び申込場所

〒880-0035 宮崎県宮崎市下北方町塚原5807-2

アライズモータースポーツ宮崎内 チャレンジオートテスト宮崎 事務局

U R L : <http://kukinoya.onamae.jp/index.html>

Eメール：info@arisemotorsports.com（事務局 久木野聖 携帯 090-5949-7717）

第6条 開催日時及び競技スケジュール

受付 7：00～8：00

走行説明(ブリーフィング) 9：00～9：15

慣熟歩行 13：30～13:40（予定）

ヒート1開始 13:50（予定）

ヒート2開始 14:30（予定）

表彰式 16:30（予定）

第7条 競技会開催場所

清水台総合運動公園 特設会場

第8条 大会役員

大会会長

組織委員長 久木野聖 組織委員 久木野理恵

第9条 大会競技役員

審査委員長 沢田勲 (R-10-N) 審査委員 佐藤祐二

競技長 久木野聖 (AMS宮崎) コース委員長 久木野聖 (AMS宮崎)

技術委員長 吉次修一 (AMS宮崎) 計時委員長 久木野理恵 (AMS宮崎)

事務局長 久木野聖 (AMS宮崎)

第10条 参加受付及び申し込み方法

1. 受付期間 事前エントリー 1月28日より2月22日(金曜日) 23時59分 参加申込先 第5条の通りです。
2. 申込方法 下記HPのエントリーフォームからの申込
URL : <http://kukinoya.onamae.jp/index.html>
3. 上記期限を過ぎての申込は全て当日申込とします。受付に申込書を提出して下さい。
4. 大会当日の受付で参加申込書と誓約書の記入を行わないと出走できません。
5. 参加受理通知は、Eメール、ホームページで行います。

第11条 参加料

1. 事前参加申込者 1台 6,000円 昼食2名分付

※弁当追加の場合は1名につき+1,000円

2. 当日参加申込者 オートテストのみ参加者 3,000円

第12条 参加資格

1. 有効な自動車運転免許証所持者とします。(AT限定の場合は、AT車に乗車して下さい。)
2. 満20才未満の競技運転者は参加申込みに際し親権者の同意書を提出して下さい。
3. 同一車両の重複参加は制限しません。
4. 運転者を変更することは出来ません。
5. 運転者以外に助手席への同乗が認められます。

同乗者が20歳未満の場合、親権者の同意書を提出してください

第13条 参加台数

全クラスを通じて30台前後とします。

第14条 参加車両及び競技クラス区分

保安基準に適合したナンバー（自動車登録番号標または車両番号標）付車両とし、（F車両）尚、ロールバー、消火器の装着は自由とする。
ラリー軽自動車クラス・ラリー普通自動車クラスの2クラスとします。

第15条 計時

1. 計測はスタートラインからフィニッシュラインまでとします。
2. 手動式ストップウォッチまたは自動計測装置を使用し1/10秒まで計測します。

第16条 スタート方式

1. スタートは10秒前・5秒前を通知後のカウントダウン方式で行います。

第17条 ペナルティー

1. スタートあるいは再スタートの遅延は、1分ごとに5点加算。
2. スタート指示の後に走行を試みなかった、あるいは30秒内に走行しなかった場合は、30点加算。
3. 下記4. または5. に該当しないミスコース、未完走、または反則スタートは30点加算。
4. コースを区画するフェンス等への接触、マーカーの移動・転倒、または走行境界線逸脱（1つの行為ごと）は10点加算。
5. 設定ラインの不通過あるいは不停止、あるいは特定の場所での不停止（1つの行為ごと）は5点加算。
6. パワースライド・ドリフト・サイドターン行為は、40点加算。※サイド使用は禁止
※悪質・故意のパワースライド・ドリフト・サイドターン行為は即時退場
7. スタートからフィニッシュに要した秒数（秒未満）×1点が加算。

第18条 練習走行

1. 練習走行はゼッケン順に行います。
2. 練習走行時は必ずオフィシャルの指示に従ってください。
3. 練習走行回数は当日の参加台数により変更する可能性があります。※変更時は公式通知で通知します。

第19条 ウェイトハンデ

1. 軽自動車エキスパート・普通車エキスパートの競技会開催時点で2018年間シリーズポイント1～3位にはウェイトハンデを課す。
2. 本競技会でのウェイトハンデとは助手席へ同乗者を乗せたことを指す。※同乗者は主催者が決定する

第20条 順位決定

1. 2回走行を行い第17条1.～7.までのポイント（点数）を合算し、ポイントが少ない方が上位となります。
2. 同ポイントの場合は次の基準で決定します。
 - 1) 走行タイム以外のポイントが少ない方。
 - 2) 走行タイムポイントが少ない方。
 - 3) 排気量が少ない車で参加された方。
 - 4) 上記1)～3)で決まらない場合は、競技会審査委員会の決定となります。

第21条 抗議

- 1) 参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。ただし、自分の参加拒否ならびに審判員の判定に対する抗議はできない。
- 2) 抗議は、その理由を具体的に記述し、1件につき20,900円の抗議料を添え、文書により競技長に提出するものとする。抗議料は、その抗議が正当と裁定された場合のみ返還される。
- 3) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。
- 4) 抗議が正当と裁定されなかった場合、必要経費は（作業料、運搬費用等）全てを抗議者が負担するものとする。
- 5) 競技に関する抗議はフィニッシュ後30分以内、成績に対する抗議は暫定結果発表後30分以内にしなければならない、競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。

第22条 賞典

普通車・軽自動車クラス： 1位～3位 オーガナイザー賞・副賞

第23条 その他

本競技会はアライズマインドラリーin西都と同時開催とし、参加者はラリー・オートテストの同一参加者となる。

オートテストのみ普通車・オートテストのみ軽自動車クラスはアライズマインドラリー及びシリーズポイント対象外とする。

参加走行した方は、JAF国内Bライセンスの申請資格を取得できます。